# 都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名 三重県 担当部署 農林水産部農山漁村づくり課

## 「中山間地域等直接支払制度の実施状況(R3年度)

### 1. 制度の実施状況の概要

			協定数		農用地面積		交付額	
ア	集	落協定	224	協定	2020	ha	28950	万円
	а	基礎単価の対象	85	協定	741	ha	8817	万円
	b	体制整備単価の対象	139	協定	1278	ha	20133	万円
	С	加算措置						
		(a)棚田地域振興活動加算		協定		ha		万円
		(b) 超急傾斜農地保全 管理加算	18	協定	46	ha	277	万円
		(c)集落協定広域化加算		協定		ha		万円
		(d) 集落機能強化加算	2	協定	13	ha	32	万円
		(e) 生產性向上加算	2	協定	60	ha	179	万円
イ	個是	別協定	3	協定	73	ha	597	万円
		基礎単価の対象	1	協定	34	ha	217	万円
	b	利用権設定等単価 (10割単価)の対象	2	協定	39	ha	380	万円
	С	超急傾斜農地保全管理加算	1	協定	4	ha	22	万円
		合計	227	協定	2092	ha	29547	万円

## 【参考】

R 3年耕地面積※	57600	ha
-----------	-------	----

<sup>※「</sup>耕地及び作付け面積統計」より転記

### 2. 集落協定の概要

	協定参加者	協定参加者数		交付面積		
1協定当たり平均値	20	人	9	ha	129	万円

## 【参考】

ア	協定参加者数	4557	人
イ	交付金配分額	28950	万円
	a うち個人への配分	16970	万円
	b うち共同取組活動	11979	万円

## 都道府県による評価結果

### 1. 評価項目に対する都道府県の評価

## (1)集落協定

	評価項目	1	平価結果	(協定数)	
	計順視日	0	0	$\triangle$	×
ア	集落マスタープランに係る活動	21	203		
イ	農業生産活動等として取り組むべき事項				
	a 耕作放棄の防止等の活動	21	203		
	b 水路・農道等の管理	23	201		
	c 多面的機能を増進する活動	21	203		
ウ	集落戦略の作成				
	a 集落戦略の作成見込み	32	98	9	
	b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況	72	15	50	2
エ	加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
	a 棚田地域振興活動加算				
	c 急傾斜農地保全管理加算	1	17		
	d 集落協定広域化加算				
	e 集落機能強化加算	2			
	f 生産性向上加算		2		
		優	良	可	不可
オ	全体評価	168	54		2
		(75%)	(24%)	(0%)	(1%)

## 1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

集落戦略の作成以外の項目については、全集落で問題なく実施されている。 集落戦略の作成については、ほとんどの集落で作成の見込みがあるものの、地図の作成は進んで いない集落が多数ある。

集落において話合いは行っており、進捗が遅れている集落に対しては、市町から課題を与える等 の指導を行っていることから、最終年までには作成が完了する予定である。

#### (2) 個別協定

	ST /EE 12	ii ii	平価結果	(協定数)	
	評価項目	0	0	$\triangle$	×
ア	利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	1	2		
1	農業生産活動等として取り組むべき事項				
	a 耕作放棄の防止等の活動		1		
	b 水路・農道等の管理		1		
	c 多面的機能を増進する活動		1		
ウ	利用権設定等として取り組むべき事項		2		
工	加算措置(超急傾斜農地保全管理加算)		1		
		優	良	可	不可
才	全体評価	3			
		(100%)	(0%)	(0%)	(0%)

### 1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

県内の個別協定は3協定であるが、法人化による後継者確保や、加算を受けて他地域の住民を巻き込んだ棚田オーナー制度の実施などの活動を通して、営農の継続に向けた農地等の管理が行われている。

#### 1について第三者機関の意見【必須】

- ・地図の作成が進んでいない集落が多く見受けられるが、地図がないままで有効性の高い集落戦略を作成することができるのか懸念される。県、市町として指導をされているとのことではあるが、作成が進んでいない原因を的確に把握して対応していく必要があるように思う。また、作成が進んでいる集落のノウハウを共有することで県全体として課題解決に努めてはどうか。
- ・集落戦略の作成以外の項目は「○」以上で努力しているため、全体評価は「可」以上が適当であると考えられる。

# 2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

# (1)集落協定

	評価項目		指導・	助言	の内容	の内語	尺(内	訳ごと	の協力	定数)	
	計៕供日	A	В	С	D	Е	F	G	Н	Ι	J
ア	集落マスタープランに係る活動										
7	農業生産活動等として取り組む べき事項										
	a 耕作放棄の防止等の活動										
	b 水路・農道等の管理										
	c 多面的機能を増進する活動										
ウ	集落戦略の作成										
	a 集落戦略の作成状況・作成 見込み	9	1		1	3	2	1		3	
	b 地図の作成状況	45	17		1	31	2	9		2	
工	加算措置の目標の達成状況・ 達成見込み										
	a 棚田地域振興活動加算										
	b 超急傾斜農地保全管理加算										
	c 集落協定広域化加算										
	d 集落機能強化加算										
	e 生産性向上加算										

## (2)個別協定

	評価項目		指導・助言の内容の内訳(内訳ごとの協定数)									
			В	С	D	Е	F	G	Н	Ι	J	
ア	利用権の設定等又は同一生産行程 における基幹的農作業の受委託											
イ	農業生産活動等として取り組むべき事項											
	a 耕作放棄の防止等の活動											
	b 水路・農道等の管理											
	c 多面的機能を増進する活動											
ウ	利用権設定等として取り組むべき事項											
工	加算措置 (超急傾斜農地保全管理加算)	·	·								·	

#### 3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

#### (1)集落協定の話合いの回数

			全協定数	話合い回数 (回数ごとの協定数)					
			土励足剱	0回	1回	2回	3回以上		
	R	2年度	217	(0%)	34 (16%)	88 (41%)	95 (44%)		
集落協定の		うち集落戦略	139	(0%)	93 (67%)	30 (22%)	16 (12%)		
話合いの状況	R	3年度	224	(0%)	39 (17%)	84 (38%)	101 (45%)		
		うち集落戦略	139	(0%)	91 (65%)	28 (20%)	20 (14%)		

#### 3の(1)について都道府県の所見【必須】

コロナ禍により大人数での話合いが困難であるため、個別訪問や電話での聞き取り調査等により話合い回数をカバーする集落や、草刈り前に屋外で話合いをする集落など工夫を凝らして集落の合意形成を図っている。また、市町においてもアンケート調査の提案や新型コロナ収束後には積極的に話合いを行うように指導しているため、集落の合意形成は図られていると考えられる。

#### (2) 集落戦略作成の話合いの参加者

	話合いの参加者	協足	定数	割合	
1	協定参加者	111	協定	80	%
2	協定参加者以外の集落の住民	15	協定	11	%
3	農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	16	協定	12	%
4	NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者		協定	0	%
(5)	協定役員のみ	28	協定	20	%
6	話合いをしていない		協定	0	%

#### 3の(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略は地域の将来に関わることであるため、協定参加者のみならず、集落住民や関係組織の担当者にも参加してもらうことで有意義な話合いの場になると考えられるため、積極的に参加いただけるような仕組みづくりを検討していきたい。

また、協定役員のみで話合いを行っている集落についても、話合いの結果を協定参加者へ共有することで合意形成が図られている。

#### 3について第三者機関の意見【必須】

- ・指導・助言が集落戦略の作成に集中していることから、本制度のシステム的な課題になっているとも考えられる。特にスケジュール管理に指導助言の多くが割かれていることから、市町職員等によるマネジメントなどの補助が求められていると考えられる。県、市、県土連のOBといった、本制度を把握して調整能力を持った人物の積極活用を検討してほしい。
- ・集落戦略に関する話合いについて、1,2回の話合いで進んでおり、話合いが実質的なものとして機能しているのか不安がある。単純に回数を増やせばいいといった問題ではないが、地域の将来に関することであるため、協定参加者のみならず、多くの地域住民を巻き込んでの話合いが大切であると考えられる。

### 4. 市町村に要望する支援内容

## (1)集落協定

### (2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	109 協定	49 %	① 協定書作成に係る支援	2 協定	67 %
② 集落戦略作成に係る支援	100 協定	45 %	② 目標達成に向けた支援	1 協定	33 %
③ 目標達成に向けた支援	54 協定	24 %	③ 集落協定の立ち上げに 向けた支援	協定	0 %
<ul><li>④ 協定の統合・広域化への</li><li>支援</li></ul>	12 協定	5 %	<ul><li>④ 協定対象面積の拡大に</li><li>向けた支援</li></ul>	1 協定	33 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	90 協定	40 %	<ul><li>事務負担軽減に向けた</li><li>支援</li></ul>	2 協定	67 %
⑥ ①~⑤以外の支援	11 協定	5 %	⑥ ①~⑤以外の支援	協定	0 %
⑦ 特に支援を要望しない	36 協定	16 %	⑦ 特に支援を要望しない	1 協定	33 %

### 4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

多くの市町において協定書のひな形の作成や、窓口となりサポートすることで事務負担の軽減を図っているが、集落協定からの要望には応えきれていない現状である。高齢化が進んでいくと市町担当者の負担がさらに増加していくことが予測されるため、事務の簡素化やシステム導入のための推進交付金の増額等が必要であると考えられる。

また、集落戦略の作成に取り組むほとんどの集落が集落戦略作成に係る支援を望まれており、集落の将来を見通すことの難しさが伺える。

#### 4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

- ・集落戦略作成に係る支援については、集落や市町に任せる形式では現状からの大きな改善は見込めないと考えられる。県で推進交付金を利用して、集落戦略作成支援を行うことができるコーディネーター等を確保し、支援依頼のあった地域(市町)に無償でサポートするような仕組みについても検討してみてはどうか。 ・今後も過疎高齢化等により集落が抱える課題の複雑化が進むことが予測され、ますます望まし
- ・今後も過疎高齢化等により集落が抱える課題の複雑化が進むことが予測され、ますます望ましい成果をあげることは難しくなると考えられる。現状の課題に重点をおいて解決していくことで、多くの事柄に良い影響を及ぼすのではないかと期待する。

# Ⅲ 次期対策(令和7年度~)等

## 1. 継続の意向等

# (1)集落協定

		次	期対策(令和7年度~)での活動継続の意向等	協足	定数	割	合
継約	売意向	の協	定数	211	協定	94	%
	の広意域	広垣	<b>丈化の意向がある</b>	10	協定	5	%
		広垣	<b>丈化の意向はない</b>	201	協定	95	%
廃」	上意向	の協	定数	13	協定	6	%
		1	活動の中心となるリーダーの高齢化のため	8	協定	62	%
		2	協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	7	協定	54	%
		3	地域農業の担い手がいないため	9	協定	69	%
		4	農業収入が見込めないため	3	協定	23	%
	協	5	鳥獣被害の増加	3	協定	23	%
	定廃	6	農道や水路、畦畔の管理が困難なため	4	協定	31	%
	止の	7	圃場条件が悪いため	3	協定	23	%
	理	8	事務手続きが負担なため	3	協定	23	%
	由	9	交付金の遡及返還への不安なため	4	協定	31	%
		10	統合の相手先となる協定が近隣にないため	1	協定	8	%
		11)	協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため		協定	0	%
		12	交付金がなくても農用地の維持・管理が可能なため		協定	0	%
		13	その他		協定	0	%

#### (2) 個別協定

			次期対策(令和7年度~)の継続意向等	協定数		割合	
継続	意向	の協	3	協定	100	%	
廃止	意向	の協		協定	0	%	
		1	高齢化による体力低下や病気のため		協定		%
		2	後継者がいないため		協定		%
		3	これ以上の規模拡大が困難なため		協定		%
	協定廃止の	4	集落協定に参加するため		協定		%
		5	農道や水路、畦畔の管理が困難なため		協定		%
		6	農業収入が見込めないため		協定		%
		7	鳥獣被害が増加しているため		協定		%
	の 理	8	圃場条件が悪いため		協定		%
	由	9	事務手続きが負担なため		協定		%
		10	交付金の遡及返還が不安なため		協定		%
		11)	近隣の協定が農地を引き受けてくれるため		協定		%
		12	交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため		協定		%
		13	その他		協定		%

## 集落協定の広域化等に対する推進方針

広域化を望む集落に対しては、市町を通して広域化のメリットなどを伝え、導入に向けた説明を 適宜行う。

#### 廃止意向の協定に対する働きかけの方針

廃止意向集落の多くが高齢化と担い手不足を要因としているため、根本的な解決は困難であると 考えられる。廃止ではなく規模縮小や近隣集落との統合も含めた継続について働きかけを行う。

#### 1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

- ・廃止意向の集落に対して近隣集落との統合も含めて働きかけを行うとのことであるが、広域化の意向を持つ集落が少ないことから、広域化するメリットが十分に認識されていないのではないかと考えられる。統合の働きかけの際にはその点にも留意してほしい。
- ・協定廃止の意向理由を個別に丁寧に聞き取り、解決可能な事案は解決しつつ、継続についての働きかけをしていただきたい。回答比率が多い項目はじめ、全国的に同様の傾向であるため、先進的な事例を参考に検討していただきたい。
- ・廃止意向の割合の高い理由には根本的な解決が困難であるものが多いが、圃場条件、事務手続きの負担、遡及返還への不安など対策または支援が可能な理由も含まれる。少ない割合でも丁寧にケアして、廃止を防ぐことが地域の保全につながると思われる。

# 2. 協定の役員

## (1)集落協定

## ① 代表者

年齢	~59歳	14 人(6%)	60~69歳	82 人 (37%)	70~79歳	114 人 (51%)	80歳~	14 人 (6%)
代表者になってからの 年数	~2年	44 人 (20%)	3年~7年	97 人 (43%)	8年~	83 人 (37%)		
次期対策での代表者の 継続の目途	ある	163 (7	協定	ない	48 協定 (23%)			

# ② 事務担当者 (会計)

年齢	~59歳	35 人 (16%)	60~69歳	105 人 (47%)	70~79歳	77 人 (34%)	80歳~	7 (3%)
担当者になってからの 年数	~2年	43 人 (19%)	3年~7年	110 人 (49%)	8年~	71 人 (32%)		
次期対策での担当者の 継続の目途	ある	193 協定 (91%)		ない	18 協定 (9%)			

## ③ 事務委託等の状況

事務委任の有無			現	在		今後			
なし			協定	100	%	221	協定	99	%
あり			協定	0	%	3	協定	1	%
	行政書士・公認会計士		協定		%	3	協定	100	%
	事務組合		協定		%		協定	0	%
	NPO		協定		%		協定	0	%
委 任 先	集落法人		協定		%		協定	0	%
先	J A		協定		%		協定	0	%
	土地改良区		協定		%		協定	0	%
	個人		協定		%		協定	0	%
	その他		協定		%		協定	0	%

### (2) 個別協定

#### 交付対象者

交付対象者	個人	協定 (33%)	法人	2 (67	協定 7%)	任意 組織	協定 (0%)	その他	協定 (0%)
年齢	~59歳	1 (33%)	60~ 69歳	4	2 人 67%)	70~ 79歳	人(0%)	80歳~	人 (0%)
後継者の有無	いる	2 (	協 67%)	房定	いな	v)	1 協定 (33%)		

#### 2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

役員の確保は事業を継続していくにあたり重要なことであるため、早い段階から次期対策を見据 えた後継者の育成を行うように働きかけを行っていく。

### 2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

- ・代表者、事務担当者ともに任期が長期化してしているように感じられる。後継者育成に関して、県も積極的に関わり、負担を軽減し事業の継続をサポートしてほしい。
- ・今後においても事務委託の意向を持っている集落が極めて少ないことから、事務委託という方 法自体が認知されていないのではないかという懸念があるため、委託の斡旋も含めて積極的に働 きかけていく必要があるのではないか。